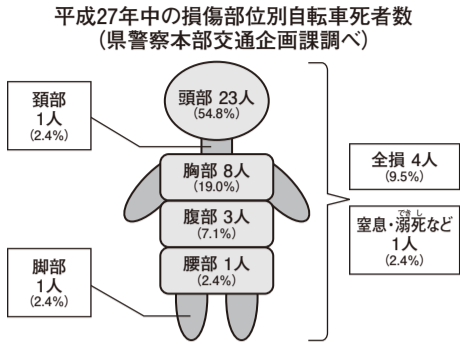


万が一の自転車事故に備えて

自転車は、手軽な移動手段として、多くの方が利用していますが、道路交通法上、自転車は軽車両であり自動車と同様に原則車道の左側通行です。市では、「八潮市自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行し、自転車に関係する交通事故の防止に取り組みとともに、自転車を安全に利用していただくための施策を進めています。

自転車用ヘルメットを着用しましょう

自転車を運転中に交通事故に遭って亡くなった方のうち、5割以上の方が頭部の負傷が致命傷となり亡くなっています。



道路交通法などに自転車用ヘルメットの着用が定められています。

【道路交通法】

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶせるよう努めなければならない。

【八潮市自転車の安全な利用の促進に関する条例】

保護者は、その保護する子どもに対し、乗車用ヘルメット

の着用その他自転車の安全な利用に関する教育に努めなければならない。

高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全な利用に関する助言に努めなければならない。

自転車用ヘルメットの購入費用を補助

平成28年4月1日以降に自転車ヘルメットを購入した市内在住の中学生以下の方(15歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある方)および高齢者(65歳以上の方)へ自転車ヘルメット購入時) ※申請は保護者や同一世帯の方もできます。通学用ヘルメットは対象外です。

●購入金額の2分の1で2000円を限度(100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)

●八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(交通防犯課または市ホームページで入手)

●領収書原本(申請者の氏名など記載があるもの)
●保証書の写し
●住所・氏名を確認できるもの
●振込金融機関名・口座番号

交通安全防犯課 ☎3008

などを確認できるもの
●200人(申込順)※1人につき1回まで

自転車保険に加入しましょう

保険の種類 自転車保険とは、他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして損害賠償責任が発生した場合に備える「個人賠償責任保険」と、自分がけがをした場合に備える「傷害保険」などがあります。詳しくは、左表のとおりです。

対象の種類	事故の相手		本人	備考
	生命・身体	財産(物)		
個人賠償責任保険	○	○	×	損害保険会社などで取り扱う商品
傷害保険	×	×	○	
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店で購入または点検整備を行い、基準に合格した自転車に貼付される商品(期間1年)

自転車事故の 高額な賠償事例

自転車を運転中の方が加害者となって相手方に重大な障がいを負わせてしまった事故などで、高額な損害賠償請求となった事例は左表のとおりです。

賠償額	事故の概要	判決
9,521万円	11歳の男児が夜間に自転車を走行中、歩行中の62歳の女性と正面衝突し、頭蓋骨折などの傷害を負わせ、女性は意識が戻らない状態となった。	平成25年 神戸地裁
9,266万円	日中、男子高校生が自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた24歳の男性会社員と衝突して、重大な障がいを負わせた。	平成20年 東京地裁
6,779万円	男性が、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを出したまま交差点に進入し、横断歩道を横断中の38歳の女性と衝突して、脳挫傷で死亡させた。	平成15年 東京地裁

加入している保険の確認

自分や家族の自動車保険、傷害保険、火災保険の特約内容を調べて、自転車保険が付いていなければ加入しましょう。

自転車保険の加入

損害保険会社やコンビニエンスストアなどでも自転車保険を取り扱っているの、加入しましょう。

高齢の方が安全に 自動車を運転するために

県内の交通事故件数は、年々減少傾向となっており、全国的にも平成16年をピークに減少しています。しかし、全国で発生した交通事故件数に占める高齢運転者による事故の割合は、年々増えています。県や警察では、高齢の方が安全に自動車を運転するために次の取り組みを行っています。

交通安全防犯課 ☎3008

シルバー・サポーター制度

シルバー・サポーター制度に協賛している事業所で、さまざまなサービスや特典を受けることができます。なお、協賛事業所は、県警察本部ホームページ (<http://www.police.pref.saitama.lg.jp>) をご覧ください。
●県内在住の65歳以上で、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を取得した方
●費1,000円(運転経歴証明書の取得)
●県警察本部交通企画課 ☎048-832-0110



シルバードライバードック

●市内在住の65歳以上で、普通免許証を所持している方
●市内教習所で教習指導員による自動車運転の安全度チェックや安全運転のアドバイス
●費無料
●電話で草加警察署交通課(☎943-0110)へ
●※年4回、実施期間中のみ受付



高齢者安全運転推進プロジェクト

●県内在住の方
●県内で開催する会合などに「高齢者安全運転推進委員」を派遣して、タブレット端末や動画機器を利用した高齢者ドライバーが起こす交通事故の原因などを理解する講習会
●費無料
●電話で県防犯・交通安全課(☎048-830-2960)へ